別記様式第一の三の五（第六条の三の四関係）

高齢運転者等標章再交付申請書

年　　月　　日

公安委員会　殿

住所	
ふりがな	
氏名	
生年月日	
電話番号その他の連絡先	
標章番号	
標章交付年月日	年　　月　　日　　公安委員会交付
再交付申請の理由	
摘要	

備考　用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

附　則

この府令は、道路交通法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年四月十九日）から施行する。ただし、第七条の改正規定（「第二十六条の四の二」を「第二十六条の四の三」に改める部分に限る。）並びに第七条の二、第七条の三及び第三十一条の二の改正規定は、公布の日から施行する。

府令・省令

○内閣府令・国土交通省令第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十五条第二項及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四条第五項の規定に基づき、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十一年十二月十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　　直人
国土交通大臣　前原　誠司

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年総理府令・建設省令第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号中「「軌道敷内通行可」」の下に「「高齢運転者等標章自動車駐車可」」を、「「駐車可」」の下に「「高齢運転者等標章自動車停車可」」を加える。

別表第一規制標識の部分時間制限駐車区間の項中「第四十九条の二第二項」を「第四十九条の三第二項」に改め、同部分平行駐車の項、直角駐車の項及び斜め駐車の項中「第四十九条の二第三項」を「第四十九条の三第三項」に改め、同部分歩行者通行止めの項中「右側の」を削る。

別表第一指示標識の部分軌道敷内通行可の項の次に次のように加える。

高齢運転者等標章自動車駐車可	高齢運転者等標章自動車が駐車することができることとする道路の区間又は場所の前面及び道路の区間又は場所内の必要な地点における路端
（402の2）	
交通法第四十五条の二第一項の道路標識により、同項に規定する高齢運転者等標章自動車（以下「高齢運転者等標章自動車」という。）が駐車することができることとすること。	